

○宇都宮市大谷観光周遊拠点施設条例

令和5年3月23日

条例第12号

(設置)

第1条 観光拠点である大谷地域において、文化財の活用を通じた多様な交流の拠点を提供し、もって本市の観光及び文化の振興並びに地域の活性化に資するため、大谷観光周遊拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宇都宮市大谷観光周遊拠点施設

位置 宇都宮市大谷町1271番地2

(施設)

第3条 拠点施設に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 旧大谷公会堂
- (2) ビジターセンター
- (3) 多目的スペース
- (4) 駐車場

(開館時間)

第4条 拠点施設の開館時間は、次に掲げるとおりとする。

施設名	開館時間
旧大谷公会堂	午前9時から午後5時まで（ただし、条例第7条第1項の規定による許可を受けて使用する場合は、午前9時から午後8時までとする。この場合において、市長が特に必要があると認めるときは、午後10時まで延長することができる。）
多目的スペース	
ビジターセンター	午前9時から午後5時まで
駐車場	午前8時から午後8時まで（ただし、旧大谷公会堂又は多目的スペースの開館時間が延長されている場合には、午前8時からその延長時間まで）

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(事業)

第5条 拠点施設において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 観光案内、展示等による情報発信に関する事。
- (2) 観光の発着点としての発着及び回遊性の向上に関する事。
- (3) 滞在型観光や交流の創出に向けた滞在及び交流の促進に関する事。
- (4) 地域文化に関するイベント等による文化の継承及び創造に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、拠点施設の目的を達成するために必要な事業
(行為の禁止等)

第6条 拠点施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第6号から第8号までに該当する場合であつて、次条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る範囲内において行為をするときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為
- (2) 施設若しくは附属設備を毀損し、又は汚損するおそれのある行為
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- (4) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- (5) 宿泊、横がその他これらに類する行為
- (6) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告物を表示する行為
- (7) 所定の場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車する行為
- (8) 募金、署名運動その他これらに類する行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、拠点施設の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、拠点施設の利用者の行為が前項各号（同項ただし書に該当する場合を除く。）のいずれかに該当し、拠点施設の適正な管理が妨げられるおそれがあると認めるときは、拠点施設の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用の許可)

第7条 第3条第1号又は第3号の施設を占有して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、拠点施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、前条第1項の使用が第6条第1項の規定による禁止行為（同項ただし書に該当する場合を除く。）に該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

(使用料)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表左欄に掲げる使用区分に応じ、同表右欄に定める金額を使用料として、使用の許可を受ける際に納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（目的外使用等の禁止）

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外に拠点施設を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（特別の設備の設置等）

第11条 使用者は、拠点施設の使用に当たって特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を搬入し、使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（許可の取消し等）

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、拠点施設の使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。
- (2) 第6条第1項各号の規定に該当するとき（同項ただし書に該当する場合を除く。）。
- (3) 第7条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正な手段により第7条第1項の許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

（使用者の義務）

第13条 使用者は、拠点施設の使用に当たっては、この条例及びこの条例の施行規則を守り、使用する施設を善良な注意をもって管理しなければならない。

（原状回復の義務）

第14条 使用者は、その使用を終了したとき、又は第12条前段の規定により使用を制限され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で施設を原状に回復して返還しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代執行し、これに要した費用を使用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第15条 使用者は、施設を毀損し、又は汚損したときは、市長が特にやむを得ないと認めるものを除き、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、拠点施設の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）に拠点施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者に拠点施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第5条各号に掲げる事業
- (2) 第6条第2項の利用の禁止又は制限に関する業務
- (3) 第7条第1項の使用の許可及び第8条の使用の制限に関する業務
- (4) 第11条の特別の設備の設置等に関する業務
- (5) 拠点施設の維持及び管理
- (6) 第1条の設置目的を達成するために必要な拠点施設の運営、事業の実施等に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第6条第2項、第7条、第8条、第11条及び第12条並びに別表備考第5項第2号の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例、この条例の施行規則及び拠点施設の管理に関する協定の定めるところに従い、適正に拠点施設の管理を行わなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年11月20日から施行する。

(準備行為)

2 拠点施設の使用の許可について必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第9条関係）

使用区分			金額		
			5時間の額	日額	1時間の額
旧大谷公会堂	全面使用	営利目的以外の場合	4,750円	9,500円	1,000円
		営利目的の場合	9,500円	19,000円	1,950円
	半面使用	営利目的以外の場合	2,370円	4,750円	500円
		営利目的の場合	4,750円	9,500円	1,000円
多目的スペース	営利目的以外の場合	500円	1,000円	150円	
	営利目的の場合	1,000円	2,000円	250円	

備考

- 1 使用時間には、催事の練習、準備作業又は撤去作業等の使用に必要な時間の一切を含むものとする。
- 2 2日以上連続して使用する場合は、その間の開館時間以外における機材等の保管を目的とする使用については、使用料は徴収しない。
- 3 5時間の額とは、午前9時から午後8時までの間に5時間以内で使用する場合の使用料をいう。ただし、第4条第1項の規定により、市長が特に必要と認める場合（次項及び第5項第1号において同じ。）については、午前9時から午後10時までの間に5時間以内で使用する場合の使用料をいう。
- 4 日額とは、午前9時から午後8時まで使用する場合の使用料をいう。ただし、市長が特に必要と認める場合については、午前9時から午後10時まで使用する場合の使用料をいう。
- 5 1時間の額とは、次の各号に掲げる使用料をいう。
 - (1) 市長が定める期間内において使用許可の申請をし、午前9時から午後8時までの間に4時間以内で使用する場合の1時間ごとの使用料。ただし、市長が特に必要と認める場合については、午前9時から午後10時までの間に4時間以内で使用する場合の1時間ごとの使用料
 - (2) やむを得ない理由により市長が特に必要と認める場合において、4時間以内又

は5時間の使用者がこれらの時間を超えて延長使用する際の1時間ごとの使用料